

岐阜薬科大学附属図書館資料除籍内規

制定 昭和 59 年 2 月 29 日

改正 平成 4 年 1 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、岐阜薬科大学附属図書館規程(昭和 24 年 4 月 1 日制定)第 1 条に規定する図書館資料(以下「図書」という。)の除籍に関し、必要な事項を定める。

(除籍の基準)

第 2 条 図書台帳に登録された図書で、次の各号のいずれかに該当するものは、所定の手続きを経て除籍することができる。

- (1) 所在不明、盗難の発見、または回収不能となってから 1 年を経過したもの。
- (2) 災害により、滅失または使用不能と認められるもの。
- (3) 破損、汚損が著しくその修繕費が資料的価値に比して高価なもの。
- (4) 内容がすでに資料的価値を失なって、保管に値しないもの。
- (5) 複本またはその内容によって、他の図書館に寄贈した方が価値的なもの。
- (6) その他、館長が除籍を適当と認めたもの。

(除籍の手続き)

第 3 条 除籍は、図書館運営委員会を経て館長が決裁する。ただし、学内の合意を得るなど慎重な方策を講じなければならない。

(除籍図書の処理)

第 4 条 第 2 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの理由により除籍が決定した図書については、現品に除籍証明印を押してから、古紙扱いの処分、交換、売却、寄贈などの処理をする。

第 5 条 第 2 条により除籍された図書が発見された場合には、新規登録してその旨を記載する。

(その他)

第 6 条 その他運用上疑義があるときは、図書館運営委員会の協議による。

附 則

この内規は、昭和 59 年 2 月 29 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 4 年 1 月 29 日から施行する。